



日本の財産である京都を
守り、育て、未来へ…

私たちは「国家戦略としての京都創生」を提案します

国家戦略としての

京都創生とは

京都が持つ四季折々の美しい自然景観や、そこに溶け合う寺院・神社、京町家などの趣深い町並み、受け継がれ磨き上げられてきた伝統文化などは、多くの人々から愛され、高い評価を受けています。

「国家戦略としての京都創生」は、世界の宝、日本の貴重な財産である歴史都市・京都の有する自然、都市景観、伝統文化などを、国を挙げて再生し、活用することにより、国が推進する歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大、文化芸術振興、国際社会への発信を実現する取組です。

日本の心を次の世代へ



京都市長
門川 大佐

京都は、世界中からたくさんのお客様様にお越しいただきます。あるとき、東京での日程の後に京都を訪ねていただいた海外の賓客の方が、「京都に来てよかったです。東京だけで帰国していたら、私は日本を誤解していたでしょう。」とおっしゃいました。誇りに思うとともに、責任を痛感しました。

千二百余年の歴史の中で、異文化の交流・融合の舞台となったこの京都は、日本だけではなく、海外の方々にとっても、「ほんまもん」の伝統や文化の魅力に心が癒される「心のふるさと」といえます。幾世代にもわたり京都に蓄積された

日本の歴史・文化、これらが織り成す景観、日本の心は、京都の人々が先頭に立ち、しっかりと次の世代に引き継いでいかなければなりません。このため、全国で最も厳しいと言われる建築物の高さ規制やデザイン基準の見直し、眺望景観の保全など、他都市に先駆けた「新景観政策」をはじめとする京都を守る取組を市民の皆様との協力を得て推進しています。

一方、伝統的建築物の保存・再生を可能とする法制度や無電柱化の推進、有形無形の文化財の保存・継承に向けた財源確保など、京都だけの力では解決できない課題も多くあります。

百年先、千年先の未来においても、「日本に京都があつてよかった」「世界に京都があつてよかった」と世界中の人に愛され続けられるよう、これからも市民の皆様と一緒に取組むとともに、国に対して国家戦略としての更なる取組をより一層強く求めて参ります。

「国家戦略としての京都創生の提案」

平成21年12月

平成15年にスタートした「国家戦略としての京都創生」の取組により、景観・文化・観光の分野で徐々に成果を挙げていますが、毎年2%が消失する京町家や文化財の保存、電線のない美しい都市の早期実現のためには、更なる取組スピードの加速と総合的な対策が必要です。このため、京都市が目指す歴史都市の姿と、その実現のために必要な国家的な政策を平成21年12月にとりまとめ、提案しています。

京都市が目指す歴史都市の姿

1 歴史的重層性を実感できる多様な景観資産を有する都市

京町家を中心とする町並み景観をはじめ、平安時代から今までの我が国の歴史のそれぞれの時代を彷彿とさせる景観資産を有する歴史的重層性を実感できる都市

2 自然景観と文化的資産が一体となり歴史的風土を形づくる都市

三山、嵯峨野の水田景観などの自然景観が、建築物や史跡など文化的資産と一体をなして、後世に継承すべき日本を象徴する貴重な歴史的風土を形づくる都市

3 電線のない美しい都市

国内外から訪れる人々が、世界遺産をはじめとする我が国の財産である歴史的建造物や風情のある町並み、山紫水明の自然が持つ魅力を実感できる、全国モデルとなる電線のない美しい都市

4 日本を代表する文化遺産や伝統文化が今も息づく都市

悠久の歴史が生み出した豊かな文化遺産や能楽、邦楽などの伝統芸能に代表される文化が市民生活の中に根をおろし、文化を継承・創造し続ける都市

5 観光立国・日本の牽引役となる拠点都市

日本文化の原点である山紫水明の自然、美しい町並み景観や文化遺産・伝統文化の魅力により、世界の人々を惹きつける観光立国・日本を牽引する拠点都市

国家的な政策の提案

● 財政上の措置

- 補助事業の自治体負担分にも活用できる地域主権時代にふさわしい一括交付金のモデルとなる「京都創生推進交付金」の交付
- 多様な取組の財源となる、行政と国内外の企業団体の出資による「京都創生基金」の設置
- 補助率の特例的引上げ

● 政策の推進

国が目指す観光立国や文化振興による活力ある社会づくりの実現のため、京都市を観光・文化の国家的振興拠点と位置付けた政策の推進

● 制度上の措置

地域の特性に応じた取組を推進するための法制度上の特別措置、税制上の特別措置の創設等

1 景観資産の保全・再生・創造

京都市の取組例

新景観政策として全国に類のない厳しい景観規制(建築物の高さの大幅な引下げ等)を実施するとともに、京町家等の修理・修景に対する京都市独自の助成や京町家まちづくりファンド(※)を活用した改修助成事業を行っています。

※京町家の保全・再生・活用を推進することを目的に設立された基金

取組に当たっての主な課題

- 相続問題や維持管理問題等で継承が困難な京町家や大規模邸宅・庭園が多数存在
- 伝統的建築物の増改築・用途変更等を行う場合に、建築基準法等の規制により、伝統的な意匠・形態を継承することが困難 など

国への提案

- 相続時の売却を防止するため、適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予等の税制上の支援措置の創設
- 伝統的建築物について、安全性を確保しつつ、保全・再生を可能とする法制度等の整備・創設 など

ファンドを活用した改修例



▲改修前



▲改修後

2 歴史的風土の保存・活用

京都市の取組例

歴史的風土特別保存地区(指定面積は全国の約33%内では、古都保存法に基づき土地を買い入れており、買い入れた山林での間伐害虫駆除等の維持管理や農道整備等により景観の保全に努めています。

取組に当たっての主な課題

- 財源不足により未買入地が拡大するとともに、買入地における維持管理が十分にできず山林が荒廃(林相の激変、病虫害の発生)
- 収益格差により畑作へ転換する農家が増加しており、水田景観が減少 など

国への提案

- 土地の買入れに係る国庫負担率の復元(現在の7/10から昭和41年(昭和59年)の負担率である8/10)
- 歴史都市・京都にふさわしい景観を形成し、古都の歴史・文化を享受するために、森林や水田などの適切な管理への支援措置の創設 など

3 電線のない美しい都市の創出

京都市の取組例

歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺等において、無電柱化に取り組んでいます。

取組に当たっての主な課題

- 1km当たり約7億円(京都市2.5億円、国2.5億円、電線管理者2億円)を要するなど、無電柱化のための経費が高額
- 電線管理者の合意が得られない場合は市が全額負担あるいは整備が行えない場合がある。 など

国への提案

- 景観に配慮すべき地域において、幹線道路に比べて高額となる整備費に配慮した財政措置(補助率を1/2から引上げ)
- 電線管理者に対する支援制度の創設 など



▼整備後



▼整備前

産寧坂地区の整備例

▼嵯峨野地区の田園風景



4 かけがえのない歴史的・文化的資産の保存・継承・振興

京都市の取組例

世界遺産(市内14箇所)に代表される文化遺産(国宝は全国の約19%、重要文化財は約15%)をはじめ、平安期以前から近代まで重層的に存在している国民的財産ともいべき歴史的・文化的資産の保存継承に努めています。

取組に当たっての主な課題

- 世界遺産に匹敵する文化遺産や近代遺産が他都市に比べ質量共に抜きん出ているが、財源不足のため、世界遺産登録に向けた文化財調査が遅々として進まない。
- 文化財所有に係る負担が大きく、指定を拒んだり、指定されても適切な管理がなされていない事例がある。 など

国への提案

- 文化遺産や近代遺産の世界遺産登録に向けた文化財調査への財政措置の創設
- 文化財に係る相続税及び固定資産税について、国、市等の指定主体を問わない統一的な評価額の減額及び固定資産税減収分への補填措置の創設 など

▼二条城二の丸御殿



▲二条城障壁画の模写事業

5 歴史的・文化的資産を活用した国際観光の振興

京都市の取組例

世界各国からの観光客誘致をはじめ、ILT M A s i a (International Luxury Travel Market Asia) ※1 等の国際的に重要な博覧会やコンベンションの誘致などMICE(マインスイ) ※2 振興に積極的に取り組んでいます。

※1 世界有数の富裕層を対象とする旅行博
※2 企業等の会議(Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字

取組に当たっての主な課題

- 観光立国の実現を目指す中、日本を代表する国際観光都市である京都が、戦略拠点に位置付けられていない。
- 国立京都国際会館の現状の施設規模及び機能(大会議場収容人数1840人)では、近年の国際会議の大規模化、多様化への対応が不十分 など

国への提案

- 京都に観光庁文化庁の戦略拠点にふさわしい機能(分室)の設置
- 国立京都国際会館における5000人規模の多目的ホールの整備 など

国立京都国際会館



「国家戦略としての京都創生」の実現に向けて

「国家戦略としての京都創生」の実現に向けて、京都市民をはじめ経済、文化、観光などの各種団体や国内外の有識者など、京都を愛する多くの方々により取組を進めています。

国への働き掛け

国の予算編成時期などを中心に提案・要望を行うとともに、国の関係省庁や有識者の方々と京都市職員とで構成する「日本の京都」研究会を定期的に開催し、日本の中の京都の役割や活用方策の研究を進めています。

京都創生推進フォーラムを核にした活動

現在、600近い団体・企業・市民が、オール京都で「京都創生推進フォーラム」(*)を組織し、シンポジウムやセミナーの開催、京都市の取組や会員の活動等を紹介する広報誌の発行などを行い、京都創生推進の機運の醸成を図るとともに、「国家戦略としての京都創生」の実現に向けて自らも取り組んでいます。

※運営委員として参画している団体
京都商工会議所(社)京都経済同友会、(社)京都市観光協会、(財)京都市景観・まちづくりセンター、(財)京都市芸術文化協会、(財)大学コンソーシアム京都、(株)京都新聞社、京都府、京都市、(財)京都文化交流コンベンションビューロー



▲地域の資源や魅力を再発見するツアー

京都創生のPR

京都創生PR事業「京あるき in 東京」の開催など、首都圏を中心に、京都創生百人委員会(*)の皆さんの参加、協力も得て、京都の魅力や「国家戦略としての京都創生」のPR活動を行っています。

※「国家戦略としての京都創生の提言」に賛同し、その実現を応援するために設立された組織。梅原猛世話人代表をはじめとする約300名の有識者の方々が参画しています。

▼首都圏で、京都の魅力を発信する50のイベント等を、99の企業・団体などの参画のもと集中的に展開した「京あるきin東京」



京都の魅力と未来を語るトークイベント



▶「国家戦略としての京都創生」のPRポスター
「日本に、京都があつてよかった。」

これまでの主な成果

「国家戦略としての京都創生」の取組により、国において景観や歴史まちづくりに係る

新たな法律や補助制度が創設され、

京都の歴史的景観の保全再生や

文化財の保存・継承の取組に

大きな効果をもたらしています。

併せて、全国の自治体で進めている

歴史・文化を活かしたまちづくりを

けん引する役割も果たしています。

取組の歩み

- 平成14年**
- 6月 日本建築学会から「京都の都市景観の再生に関する提言」を受ける。
 - 7月 京都経済同友会から「京都の都市再生推進に向けての緊急提言」を受ける。
- 平成15年**
- 6月 京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」を受ける。
 - 10月 梅原猛氏をはじめとする有識者によって「京都創生百人委員会」が設立される。
- 平成16年**
- 10月 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、基本的な考え方や国を挙げて取り組むべき施策等をまとめた「歴史都市・京都創生策(案)」を策定する。
 - 10月 「日本の京都」研究会を設置する。(以降、毎年研究会を開催)
 - 12月 京都市会において、全会一致で「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議がなされる。
- 平成17年**
- 5月 自民党、公明党の100人を超える国会議員により、「歴史的都市維持・再生議員連盟」が設立される。
 - 6月 民主党の40人を超える国会議員により、「国家戦略としての京都をはじめとする歴史都市再生」国会議員連盟が設立される。
 - 6月 「京都創生推進フォーラム」が設立される。(以降、毎年シンポジウム等を開催)
- 平成18年**
- 11月 「歴史都市・京都創生策(案)」の内容を更に具体化した「歴史都市・京都創生策II」を策定する。
- 平成19年**
- 9月 新景観政策を開始する。
- 平成20年**
- 5月 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称「歴史まちづくり法」)が制定される。
- 平成21年**
- 11月 「歴史まちづくり法」に基づく、京都市の歴史的風致維持向上計画が、国の認定を受ける。
 - 12月 国への重点的な提案・要望事項をまとめた「国家戦略としての京都創生の提案」を作成し、国等へ提出する。
- 平成22年**
- 5月 京都創生海外発信プロジェクト(*)の成果として、歴史的建造物などの文化遺産の保護・保全を行っているアメリカのワールド・モノメント財団から京町家再生プロジェクトに対し、総額25万ドルの支援が決定。

※海外に向けて、京町家や伝統文化の素晴らしさを発信し、その保存や再生の必要性を訴えかける取組。

景観法の制定(平成16年6月公布、17年6月施行)
同法を契機に、建築物の高さの思い切った引下げ、デザイン基準の見直し、新たな眺望景観や借景の保全等を含めた新景観政策を、平成19年9月から全国に先駆けてスタート。同法に基づき新設された景観重要建造物指定制度を活用し、京町家等の歴史的建造物の保全を推進。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の制定
(通称「歴史まちづくり法」平成20年5月公布、20年11月施行)
平成21年11月に、本市の歴史的風致維持向上計画が認定され、同法に基づき新設された歴史的風致形成建造物指定制度を活用し、上七軒歌舞練場をはじめとする歴史的建造物の改修を推進するとともに、無電柱化事業や道路の美装化を推進。

二条城の建造物及び障壁画の保存修理
国の補助制度を活用し、二の丸御殿、本丸御殿、東大手門等の本格修理に向けた調査工事(平成19年度からの4箇年計画)や二の丸御殿の障壁画の保存修理(平成18年度から第2次5箇年計画)を実施。

観光庁・京都市共同プロジェクト「観光立国・日本京都拠点」の実施(平成23年1月覚書締結)
観光立国の実現に向けて、観光庁と京都市が共同で外国人観光客誘致等に取り組むプロジェクトがスタート。外国人観光客の受入環境の充実をはじめ、ILTM Asiaの京都への誘致や外国人観光客動向調査等を連携して実施。

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業
(平成18年度からの5箇年計画)
新設された補助制度等を活用し、1500㎡級(25mプール5個分に相当)の耐震型防火水槽(高台寺公園地下と清水寺境内の2箇所)や文化財延焼防止放水システムを整備するとともに、地域防災力向上を図るための市民用消火栓(41基)や防災機材等を配備。



▲法観寺境内に整備した文化財延焼防止放水システム

国家戦略としての京都創生の提言

京都という都は西暦七九四年(延暦十三年)、中国の長安、洛陽にならって造られたが、長安、洛陽と違って今なお鬱蒼と茂る森を三方に有し、清流賀茂川が南北に流れる山紫水明の地であり、この地に過去二百年にわたり日本人は華麗でしかも繊細な独自の文化を養ってきた。

千年前、今や世界の識者が誰一人として知らないものはない『源氏物語』を書いた紫式部がこの地で活躍したが、時を前後して、小野小町、清少納言、和泉式部などの才女が雲の如く輩出し、その文学の流れは西行、式子内親王、藤原定家、吉田兼好、与謝蕪村などに受け継がれてきた。またこの都は造形芸術においても、雪舟、光悦、大雅、若冲などの天才を生み、今なお盛んな世阿弥の能、利休の茶道をも育てた。そしてまたこの都に日本人の精神を高雅にそして豊かならした最澄、空海、法然、親鸞、道元、日蓮などの聖が出現し、その徳の跡をほぼ往時のままに古寺にとどめている。

しかも京都は、日本が西洋文明を移入した明治以後になっても決してその文化的創造力を枯渇させていない。京都人は伝統の宗教行事を守り、伝統産業の灯を消さず、木の文化が息づく町並みを大切にしながら、しかもたくましく発展する先端産業を育ててきた。自然科学においても、湯川秀樹をはじめとする幾多のノーベル賞受賞者などの創造的学者を生み、哲学、歴史、芸術などの分野において実にすぐれた業績を生んだ。

このような都市は、日本はおろか世界に二つとあるまい。北京も、長安も、ローマも、フィレンツェも、パリも、サンクトペテルブルクも、みなそれぞれに美しいが、山紫水明の風土、千二百余年の歴史、そこに凝集された文化と芸術の濃密さ、今も文化的創造力を失っていないことなどにおいても、京都はそれらの都市に優っても決して劣るものではない。

このように考えると、京都は日本の国家財産であるばかりか、世界の宝であるといわねばならないであろう。しかしわれら京都人は長い間京都文化を守ってきたが、今や残念ながら京都の力だけでは京都は守れないことを痛感するようになった。それゆえわれらはここに、国家財産として京都を守ることが日本国の国家の戦略にすることを提案するものである。

このことは、内に、失われがちな日本国家のアイデンティティーを国民に自覚せしめ、波風の多い今後の歴史の中で自国の誇りと安全を保つ道であるとともに、外に、戦後日本人に投げつけられた「エコノミックアニマル」の汚名をそそぎ、

かつてのような礼儀正しい文化高き国という令名を日本に回復せしめる道でもある。今、世界には蕩々たるグローバルイズムの波が押し寄せているが、さまざまに相異なる文化的伝統をもつ世界の国々は、科学技術を取り入れ、国を豊かにしつつ深い伝統の自覚の上にそれぞれ異なる文化の華を咲かせるとともに、互いの文化を尊重し、真の親善を図るべきであろう。

われら京都人は謙虚の徳を十二分にもっている民である。それゆえわれらは東京遷都についてもひとことの不平等もいわず、営々として伝統文化を守ってきたが、今思えばかつてこのような提案をする次第である。この提案は決して京都のためのみではなく、日本のため、ひいては世界人類のためであるとわれらは確信するものである。

緊切な事態にある京都を保全・再生・創造し、活用・発信するための提案

一 国家戦略として京都を創生するという本提言に込めた理念を実現するため、必要かつ十分な財源を国において確保すべきである。京都創生のための基金の創設についても検討すべきである。

一 日本の歴史文化と山紫水明の自然を特徴する京都の景観を保全再生創造するため、基本法としての歴史都市再生法を制定し、歴史都市再生機構により歴史建築物等の買取り・活用を進め、景観を阻害する電線類の地中化を集中的に実施することで、京都らしい町並み景観を形成するとともに、町並みを囲む緑濃い三山周辺を古都保存法に基づき更に徹底して保全すべきである。

一 京都に蓄積する文化財を十分に保護活用するとともに、千年以上の都市の記憶装置として世界に貢献する京都歴史博物館を国の施設として建設することにより、日本文化の真髄を湛える京都に宿された文化的創造力を発揮できるようにすべきである。

一 大交流時代における国策として観光立国を目指すためには、日本の文化力の最も豊かで最も確実な発信源である京都こそを戦略拠点とすべきである。

平成十五年六月十七日

京都創生懇談会 座長

梅原 猛

京都市総合企画局政策企画室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3375 FAX 075-212-2902
http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-9-3-0-0_1.html

京都創生推進フォーラム

(事務局)財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上る
京都商工会議所ビル5階
TEL 075-212-4540 FAX 075-212-4121
<http://www.kyoto-sousei.jp>

日本に、京都があってよかった。